「電子契約サービス」利用規定

この利用規定（以下、「本規定」といいます）は、「電子契約サービス」（以下、「本サービス」といいます）の利用に関して定めたものです。また、本サービスは日鉄ソリューションズ株式会社が運用する電子証明書発行サービスを利用して提供されます。

お客さまは、本規定の内容を理解したうえで、日鉄ソリューションズ株式会社が公表する電子証明書発行サービス証明書ポリシー／認証局運用規程（以下、「CP/CPS」といいます）(https://www.itis.nssol.nipponsteel.com/contracthub/cpcps/cpcps.pdf)に同意のうえで自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

第 1 条（本サービスの内容）

本サービスは、株式会社滋賀銀行（以下、「当行」といいます）との間における取引の電子署名による契約締結（以下、「電子契約」といいます）や契約内容の確認・閲覧等（以下、「閲覧等」といいます）をおこなうサービスです。

第 2 条（利用について）

1. 利用可能なお客さま

本サービスは、当行が本サービスの利用を認めたお客さま（以下「申込者」といいます）を対象とします。 なお、当行は、本サービスの利用の申込みについて承諾しない場合もありますが、その理由等については一切開示いたしません。

また、本サービスの利用の申し込みを承諾した場合であっても、取引等の申し込みを承諾する義務を負いません。

2. 利用の申し込み

本サービスの利用にあたっては、本規定の内容を承諾し申し込むものとし、当行が申し込みを承諾した時点より、本規定が適用されるものとします。

お申し込みにあたっては、本サービスの利用にともない端末等に表示される契約書等に電子署名をすることにより、当行との契約締結をおこなう権限を有する者（以下「署名者」といいます）の氏名、ショートメッセージサービスが利用可能な電話番号、および当行所定の届出事項を必要書類とともに、当行に届け出るものとします。

なお、署名者については、申込者が個人の場合は申込者本人に限るものとし、申込者が法人の場合は、当該法人の代表者、または当行との契約行為をおこなうことを当該申込者から委任された方とします。

また「申込者」自身が電子契約をおこなう場合、「署名者」は「申込者」と読み替えます。

3. 本サービス用 ID およびパスワード

本サービスの利用には、ID およびパスワードが必要です。当行は、当行所定の本人確認手続きを実施のうえ、署名者に ID およびパスワードを交付します。

4. PIN コード

契約書等への電子署名にあたり、届出いただいたショートメッセージサービスが利用可能な電話番号宛に、電子署名用 PIN コードが記載されたショートメッセージを送信します。

ショートメッセージが受信できない場合、本サービスを利用することができず、当行はこれについて一切の責任を負いません。

第 3 条（利用環境等）

1. 本サービスの利用環境等

本サービスを利用する場合、インターネットに接続されている等の当行所定の環境を備えた端末（以下、「端末」といいます）または当行所定の方法を用いておこなうものとします。また、電子署名は署名者の携帯電話端末に送信される第 5 条 4 項に規定する電子署名用 PIN コードを用いておこなうものとします。

端末および携帯電話端末について、当行所定の環境が備わっていても署名者固有の設定がなされている場合等の事情により利用できないことがあります。なお、本サービスを利用するために必要な環境の構築および維持については申込者および署名者（以下「お客さま」といいます）の責任においておこなうとともに、電話料金、専用回線使用料等、一切の費用を負担するものとし、当行はこれらについて、一切の責任を負いません。

2. サービス取扱日・取扱時間

本サービスの取扱は原則として常時行っておりますが、月曜日から土曜日までの、それぞれ午前 7 時から午後 11 時（いずれも日本標準時）以外の時間において、メンテナンス等の事由により、本サービスの取扱を一時的に停止する場合があります。

また、当行は、この取扱日・取扱時間を、お客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。

第 4 条（ID およびパスワードの取扱）

1. 第 2 条 3 項に規定する ID およびパスワードによって本サービスを利用しておこなわれた一切の取引について、当行は署名者の意思による有効な取引とみなします。また署名者の意思による本サービスの利用は、申込者の意思によるものとみなします。
2. 第 2 条 3 項に規定する ID およびパスワードの偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、それによってお客さまに生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由のない限り、当行は責任を負いません。
3. 第 2 条 3 項に規定する ID およびパスワードの有効期限は、住宅ローン取引において本サービスを利用される個人のお客さまについては、本サービスへの最終ログインから 2

年です。有効期限が到来したIDおよびパスワードについて、当行は、当行が必要と判断した場合もしくはお客さまからの依頼により当行が認めた場合に、再度発行の手続きをおこなうものとします。

4. お客さまは、第2条3項に規定するIDおよびパスワードを厳重に取扱うことで秘匿性を維持し、第三者に不正に利用される可能性が生じた場合には、直ちに当行所定の変更、再発行手続きをとるものとします。この手続き前にお客さまに生じた損害について、当行は責任を負いません。

第5条（電子証明書と利用者鍵）

1. 目的

電子証明書と利用者鍵（以下、「電子証明書等」といいます）は、電子署名をおこなうために発行されます。

2. 発行と管理

電子証明書等は、お客さまの申請を受けた当行の依頼に基づき、本サービスの認証局である日鉄ソリューションズ株式会社が、同社が公表するCP/CPSに従って発行、管理、運用するものとします。

3. 有効期限

電子証明書等の有効期限は発行から2か月間です。当行は、有効期限が到来した電子証明書等については、当行が必要と判断した場合のみ更新手続きをおこなうこととします。

また、当行は、お客さまの依頼があった場合あるいは当行が必要と認めた場合に、有効期限が到来していない電子証明書等についても失効させることができるものとします。

4. 利用

署名者が電子証明書等を用いて電子署名をおこなうためには、日鉄ソリューションズ株式会社が発行する電子署名用PINコード（以下、「PINコード」といいます）が必要です。PINコードは、本サービスの利用申込の際にお客さまが指定する署名者の携帯電話端末に送信されます。

また、お客さまは、電子証明書等を厳重に取扱うことで秘匿性を維持し、第三者に不正に利用される可能性が生じた場合には、直ちに当行所定の変更、再発行手続きをとるものとします。この手続き前にお客さまに生じた損害について、当行は責任を負いません。

5. お客さまが遵守すべき定め

お客さまは、電子証明書等の利用にあたり、CP/CPSが規定するお客さまが遵守すべき定めに従うものとします。

第6条（本サービスの利用方法）

1. 電子契約

署名者は、第 2 条 3 項に規定する ID およびパスワードによって本サービスを利用し、契約書等に対し PIN コードを用いて電子署名をおこなうことにより、電子契約をおこないます。本サービスで電子署名することは自署や押印に相当します。

申込者は、個人の場合は自ら、法人の場合は署名者を通じて電子契約をおこなうものとします。

当該電子契約は、関係者全員の電子署名が完了したときに、当行は電子契約の受付処理をするものとします。また、電子契約をおこなった契約の発効については、各契約が定める条件に従うものとします。

2. 手数料

本サービスの利用にあたり、当行所定の手数料を申込者預金口座から引き落とすものとします。本手続については、当行の普通預金取引規定または当座勘定規定に関わらず、普通預金通帳および普通預金払戻請求書の提出または当座小切手の振出をしないものとし、本取扱によって生じた損害は申込者の負担とします。

3. 電子契約の訂正および取り消し等

電子契約に訂正および取り消し等が発生した場合には、当行所定の手続きに従うものとします。

第 7 条（セキュリティー対策）

お客さまは、端末へのセキュリティーソフトの導入等のセキュリティー対策、不正利用防止対策等の措置を実施したうえで本サービスを利用することとします。

第 8 条（届出事項の変更等）

1. 本サービスの申し込みに際して当行に対して届け出た申込者または署名者について、氏名・住所・電話番号・役職その他の事項に変更があった場合には、お客さまは直ちに当行所定の方法により当行に届け出るものとします。
2. 署名者を変更する場合は、当行所定の手続きによりその旨を当行に届け出るものとします。
3. お客さまが前項の届け出を怠る、あるいは当行からの請求を受領しないなどお客さまの責めに帰すべき事由により、当行が最後に届け出のあった氏名、住所あてにおこなった通知または送付書類が、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとします。お客さまが変更の手続を怠ったことにより生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

第 9 条（当行の免責等）

1. 利用環境等

当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、専用電話回線、公衆電話回

線、インターネットおよび端末等の障害等、当行の責によらない事由により本サービスの提供に遅延・不能などが生じても、それによってお客さまに生じた損害について、当行は責任を負いません。

2. 天災等の不可抗力

天災・火災・騒乱などの不可抗力、裁判所など公的機関の措置、その他当行の責によらない事由により本サービスの提供に遅延・不能などが生じても、それによってお客さまに生じた損害について、当行は責任を負いません。

3. 一致の確認

当行が、ID、パスワード、PIN コードの一致を確認し取扱いをした場合は、それらにつき不正使用・盗用および通信電文の改ざん・盗み見その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由のない限り、当行は責任を負いません。

4. 印影の照合

お客さまが提出した書面等に使用された印影を、当行が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱をおこなった場合は、それらの書面または印影につき、偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

5. 情報の開示

法令、規則、行政庁の命令等により本サービスに関わる情報の開示が義務付けられている場合（当局検査を含みます）、当行はお客さまの承諾なくして、当該法令、規則、行政庁の命令等に定める手続に基づいて当該情報を開示することがあります。情報を開示したことにより生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由のない限り、当行は責任を負いません。

6. その他当行の責によらない事由

前各項にあげるもののほか、当行の責によらない事由により本サービスの提供に遅延・不能などが生じても、それによってお客さまに生じた損害について、当行は責任を負いません。

第 10 条（停止・解約等）

1. 申込者に以下の各号の事由がひとつでも生じた場合、または署名者に第 6 号、第 8 号および第 9 号のいずれかの事由が生じた場合、当行はいつでも、申込者に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。

①支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはその他これらに類する法的整理手続きの開始の申立があった場合

②手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合

③申込者の財産について、仮差押、保全差押、差押または競売手続開始の申し立てがあった場合

④前各号のほか、申込者の信用状態に著しい変化が生じたと当行が判断した場合
⑤解散その他営業活動を休止した場合
⑥申込者、署名者に相続が発生した場合
⑦住所変更の届け出を怠るなどの申込者の責めに帰すべき事由によって、当行に申込者の所在が不明となった場合
⑧申込者、署名者が不正な取引をおこなったと当行が判断した場合
⑨申込者、署名者が法律、命令、処分、規制、その他公序良俗に違反する行為に該当する行為をおこなった場合、または、該当するおそれがあると当行が判断した場合
⑩本規定、銀行取引約定書その他申込者が当行との間で締結している約定・契約に違反した場合等、当行が本サービスの利用停止を必要と判断する事由が生じた場合
⑪本サービスで利用する ID の有効期限が到来した場合
⑫前各号に定めるほか、当行が本サービスの利用停止を必要と判断する相当の事由が生じた場合

2. 前項にかかわらず、本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。なお、本サービス利用契約解約の効力は、当行が解約手続を完了したときに生じるものとします。
3. 申込者が前項により本サービス利用契約を解約する場合、当行所定の方法によりこれを申し出るものとします。なお、申込者の申し出から当行が解約手続を完了するまでの間に生じた損害について、当行の責めに帰すべき事由のない限り、当行は一切の責任を負いません。
4. 当行が本条第 2 項により解約手続を完了させて本サービス利用契約を解約した場合、当行は、申込者に対してその旨通知することを要しないものとします。
5. 本条の規定に基づき本サービス利用が停止された場合または本サービスの利用契約が解約された場合、これにより生じた損害について、当行は一切の責任を負いません。

第 11 条（反社会的勢力の排除）

1. 申込者は、署名者および申込者ならびにその役員、経営に実質的に関与している者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

⑤暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 申込者は、署名者および申込者ならびにその役員、経営に実質的に関与している者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

3. 署名者および申込者ならびにその役員、経営に実質的に関与している者が、暴力団員等もしくは本条第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または本条第 1 項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、申込者との取引を継続することが不適切である場合には、本サービスの利用が停止され、または当行からの通知により本サービスの利用契約が解約されても異議を申しません。なお、これにより申込者に損害が生じた場合でも、当行は一切の損害賠償責任を負わないものとし、また当行に損害が生じた場合は、申込者がその損害を賠償するものとします。

第 12 条（本サービスの変更、停止、休止および廃止）

1. 変更および停止

当行は事前にお客さまに対して通知することなく、本サービスの内容を変更および停止できるものとし、そのためにお客さまに損害が生じても、当行は責任を負いません。

2. 休止および廃止

当行は、店頭表示、当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表し周知する、またはお客さまに対する事前の通知をもって本サービスを休止または廃止することができます。なお、当行に届け出た連絡先に宛てて通知を発送・発信した場合には、これらが延着、または到着しなかったときでも通常到達すべきときに到着したものとみなします。

3. 本サービスの休止および廃止時の当行の免責

前項の場合、お客さまは当行に対して一切の異議を述べず、かつ、本サービスの休止および廃止によりお客さまに損害が生じても、その賠償の請求はおこなわないものとし、当行は責任を負いません。

第 13 条（規定等の適用）

本規定に定めのない事項については、各種取引に応じた契約書等により取り扱います。

第 14 条（規定の変更等）

1. 規定の変更

本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表し周知することにより、変更できるものとします。

2. 規定の適用

前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第 15 条（権利・義務の譲渡・質入の禁止）

お客さまは、本規定における契約上の地位および権利、義務の全部または一部を第三者に譲渡もしくは質入れ、その他第三者のために権利を設定することはできません。

第 16 条（有効期間）

本規定の有効期間は申込日から 1 年間とし、申込者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日からさらに 1 年間継続されるものとし、以降も同様とします。

第 17 条（準拠法と合意管轄）

1. 本規定および本規定に基づく諸取引の準拠法は日本法とします。
2. 本規定に起因し、又はこれに関連して生じた一切の紛争については、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以　上

（2026 年 12 月 14 日時点）